

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
安定ヨウ素剤等の購入
- (2) 契約の内容
 - ①ヨウ化カリウム丸の購入 148,000丸
 - ②ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mgの購入 700包
 - ③ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mgの購入 2,300包
 - ④注射用水1ℓの購入 160本
- (3) 契約物品の内容等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和7年12月31日（水）
- (5) 納入場所
別添仕様書のとおり
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札参加資格の確認申請の期限の日から落札決定の日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 入札に付する物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
また、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認の結果は、申込書を提出した者に対して、入札までに書面で

連絡する。

(3) 申込書の受付

ア 受付期間

公告の日から令和7年4月24日（木）午後5時00分まで

イ 受付場所

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 医療機関グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2447

(4) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2156

4 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、3(3)イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 供給物品名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

(6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

(7) 入札書は、封入のうえ提出すること。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

ない。

- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札金額は、供給物品の納入に係る総額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、支払いの際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、仕様書等に記載の諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

5 開札

- (1) 開札の日時及び場所
令和7年4月30日（水）午後2時00分
愛媛県庁舎第一別館11階会議室
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に係りの職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場することができない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

6 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

- (2) 供給物品名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 再度の入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

9 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

11 契約条項

別添契約書（案）のとおり

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費

用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 本件の入札契約手続きに関しての照会先は、3(3)イに掲げるとおり。